上欄	下欄
文化財の保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
屋根板製作	栗山　光博		昭和二十六年九月十六日	長野県木曽郡南木曽町読書二七四〇―一二

有形文化財等関係及び無形文化財等関係

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
烏梅製造	中西　喜久		昭和二十年一月二十日	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山二二六三

○農林水産省告示第千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢角間三三九の一四・三五八の四・三五八の五・四一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷真川一の一、一の二、二の一一、九の一から九の二一まで、一〇の一から一〇の一七まで、字山田郷又上三二の一・三二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の二から三二の四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷又上一から四まで、五の一、五の二、六から一〇まで、一一（次の図に示す部分に限る。）、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四、一五の一から一五の三まで、一六、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九、二〇の一、二〇の二、二一の一から二一の六まで、二二の一、二三、二五の一、二八、二九、三〇（次の図に示す部分に限る。）、三一の二、三三、三四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市香城寺字野間四五（次の図に示す部分に限る。）、五〇、五一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市有峰字村川谷割一〇の一、一〇の二、一〇の四、一〇の五、一三の一、一四の一、一四の六から一四の八まで、一四の一二から一四の一六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市有峰字村川谷割一一、一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成六年六月二十日農林水産省告示第九百七十号、平成七年七月四日農林水産省告示第八百七十七号、平成七年八月二十八日農林水産省告示第千三百五十六号、平成七年八月三十日農林水産省告示第千三百六十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）